

第17回大阪市路上喫煙対策委員会会議録

1 日 時 平成24年12月21日（金）午前10時～午前11時30分

2 場 所 大阪市役所地下1階 第11共通会議室

3 出席者

○ 委 員 （敬称略）

委員長 鬼追 明夫

委員 上島 佳之

〃 佐竹 義久

〃 田中 晃代

〃 吉田 豊

〃 吉村 八重子

○ 大 阪 市

玉井環境局長

村上環境局事業部事業管理課長

城戸環境局事業部事業改革担当課長代理

4 会議録

（事務局：事業管理課担当係長）

それでは、定刻が参りましたので、ただいまから第17回大阪市路上喫煙対策委員会を開催させていただきます。

本日はお忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます大阪市環境局事業部事業管理課、担当係長の平田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

開催に当たりまして、まず委員の異動についてご報告させていただきます。

このたび、大阪市地域女性団体協議会の本庄委員が退任されまして、後任といたしまして吉村委員にご就任いただきましたので、ご紹介させていただきます。

(吉村委員)

よろしく願いいたします。

(事務局：事業管理課担当係長)

なお、本委員会開催につきまして公表の際は、事務手続中でしたので、委員数6名となってございましたが、吉村委員にご就任いただきましたので、これまで同様、委員数は7名でございますので、ご報告させていただきます。

それでは、本日の出席状況のご報告でございますけれども、本日ご欠席の連絡をいただいておりますのは、大久保委員長代理でございます。

本委員会の開催は、大阪市路上喫煙対策委員会規則第3条第2項によりまして、委員の半数以上の出席がなければ開催ができませんが、本日は委員7名のうち、6名の出席をいただいておりますので、本委員会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

また、本日の傍聴者は1名です。

次に、議事等に入ります前に、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

(配付資料確認)

それでは、議事に入らせていただきます。鬼追委員長、よろしくお願いいたします。

(鬼追委員長)

それでは、委員会の進行を務めさせていただきます。皆様のご協力を得ながら円滑に議事を進めてまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。あ

いにくちょっと風邪を引いておりまして、お聞き取りにくいところもあるかと思いますが、どうかお許しをいただきたいと思います。

なお、傍聴の方々に申し上げますが、本日は公開で行われておりますけれども、委員長の許可なく録音や撮影はできません。会議録につきましては、後日ホームページで公開されますのでよろしくお願い申し上げます。

本日、マスコミの傍聴はないということでございますので、ご承知おきください。

携帯電話をお持ちの方は電源を切るか、マナーモードにさせていただきたいと存じます。当然のことながら、私語、雑談は議事進行の妨げになりますので、慎んでいただきますようお願い申し上げます。

なお、指示に従えない方が万一いらっしゃる場合には、退室していただく場合がございますので、円滑な委員会の運営にご協力をお願い申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず始めに、事業報告及び事業計画について、事務局から説明をお願い申し上げます。

(村上事業管理課長)

おはようございます。大阪市環境局事業部事業管理課長の村上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず冒頭に、本委員会の開催がまことにお忙しい年末になったことにつきまして、また、新たな大都市制度に向けた取り組みを行いまして、この委員会が昨年10月に開催させていただいた以降、1年強あいてしまっていて、大変遅れましたことにつきまして、お詫び申し上げたいというふうに思います。

それではお手元の資料、第17回大阪市路上喫煙対策委員会資料に基づきましてご説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

大阪市の路上喫煙対策は、委員の皆様のお力添えをいただきながら、平成19年4月の条例施行から早や5年が経過をしたところでございます。

また、平成20年度からは本委員会の答申による新たな取り組みといたしまして、「たばこ市民マナー向上エリア制度」を立ち上げ、市内全域での路上喫煙を含めた市民のマナー向上へ向けた取り組みを行ってきたところでございます。

このような取り組みの状況などにつきまして、お手元の第17回大阪市路上喫煙対策委員会資料に基づいてご説明申しあげます。

まず、資料の1枚をおめくりいただきまして、2ページをお開き願いたいというふうに思います。まず、禁止区域内におけます過料処分に関しましてご説明をさせていただきます。

平成19年10月から罰則の適用を始めておりまして、違反者に対しましては、1,000円の過料処分を行っております。平成24年3月末までの4年半の間のトータルの処分件数につきましては、3万9,464件、これを一カ月当たりになりますと、731件、1日で申し上げますと約24件でございます。平成21年度には月平均で951件、平成22年度には月平均で686件、平成23年度は月平均が521件と、微量ではありますが、だんだん徴收件数は減ってきているというところでございます。

このうち、現金徴収をさせていただいてるのが97%で、残りは納付書交付ということで、この納付書交付につきましては、回収率が40%強ということで、結果的に徴収率でいいますと約98.5%ということで、高い数字ではありますが、ちょっと100%まではまだ来ていないということでございます。

なお、平成23年度の月別処分件数は3ページに記載をさせていただいております。それと年度当初につきまして、大体4月から7月ぐらいですけれども、この辺が過料徴收件数が年度当初多いということが見てとれるかなというふうに思っております。

続きまして4ページをお開きいただきたいと思います。

過料処分にかかわる違反の内容でございますけれども、歩きながら喫煙をしているというのが一番多くて、全体の63%を占めております。また、過料処分の対象となら

れた方々の居住地でございますけれども、この場合住所を言ってくれない方もおられますので、約4万件の全てを把握しているわけではないんですけれども、把握している中でいいますと、大阪府下の方で大阪市内在住者が8,152件、府下で大阪市外の方が7,429件、それから府外の方、これが8,240件と、大体1:1:1ぐらいということで、大阪市内在住者の方よりは、大阪市外の方が大体3分の2を占めているということで、過料でいいますと、市外居住者の方のほうがかなり多いということが見てとれるかなと思っております。

続きまして、資料5ページをごらんいただきたいというふうに思います。

路上喫煙率の定点調査につきましては、本年、平成24年度8月の調査で路上喫煙の禁止地区内で平均が0.2%、市全体でいいますと平均で0.5%、平成23年の11月に行いました前回の調査時点と比べますと、禁止地区内は変わっておりませんが、市全体でいいますと0.2ポイント低下をしているということで、微減ということですが、好ましい状況になっているのかなと思っております。

なお、今年度の調査から予算の関係もございまして年1回の調査へ変更させていただいております。

続きまして資料6ページから11ページでございますけれども、路上喫煙率の定点調査についてグラフ化をさせていただいたもの及び地点特性別の推移を表にしたものがございます。

ページ9から11ページにつきましては、禁止区域内、駅前、それからターミナル、ビジネス街、商店街の5つの特性ごとの推移で、時間帯の朝と記載しておりますのが7時30分から9時、正午と記載しておりますのが11時30分から13時、昼と記載しておりますのが14時30分から16時、夕方と記載させていただいておりますのが17時30分から19時で、時間帯別の推移を表にしております。

全体といたしましては、路上喫煙率の平均が年々低下をしております。また、時間帯別の喫煙率を見ますと、1日のうちで朝の時間帯が最も喫煙率の高い時間帯になっ

ているということが見てとれるかと思っております。

続きまして、資料12ページをご覧いただきたいというふうに思います。

路上喫煙禁止地区内には2カ所の喫煙設備がございます。その喫煙設備の利用率は御堂筋北にございます、大江橋の北詰ですけれども、そこでは36.7%、御堂筋南部にございます高島屋の北側、なんば施設が8.6%となっております。

なお、この2カ所の喫煙設備につきましては、5年の経過がたち、かなり傷みや汚れが目立っていたことから、日本たばこ産業さんのほうからの申し出により、灰皿を新品にかえていただき、メッセージボードの柱の塗りかえなど、リニューアルをしていただきましたこともご報告を申しあげたいと思います。これからも多くの方に気持ちよく利用していただけるものというふうに思っております。

以上の資料により、路上喫煙率の定点調査の結果について分析をいたしますと、禁止区域内におきましては、条例施行前の平成18年度では路上喫煙率が平均2.6%ございましたが、過料徴収を開始いたしました平成19年10月直後では、路上喫煙率が0.6%と急激に下がりましたものの、以降、約0.4%程度でほぼ横ばいの状態が続いているのかなというふうに思います。

それが平成23年の7月調査時点では、0.3%、11月の調査で0.2%、それから平成24年8月の直近の調査でも0.2%と、条例を施行してから5年が経過して、路上喫煙率も一段と下がってきたかなというところだというふうに思います。

これを全市平均を見ましても、条例施行前の平成18年度の平均が1.8%で、条例施行後は年々減少傾向にあり、平成23年7月と11月の調査では0.7%、直近平成24年8月の調査では0.5%となっており、わずかではありますけれども、減少傾向を続けているということが言えると思います。

これまでの減少した原因といたしましては、平成22年にたばこ税の改正による価格変更による影響もあるかとも考えられますけれども、御堂筋での路上喫煙の禁止の取り組みが一定定着してきたことや、次にご説明をさせていただきます、「たばこ市民

マナー向上エリア制度」などの全市的な普及啓発活動も路上喫煙率の低下に大きく寄与しているのではないかというふうに考えているところでございます。

続きまして13ページ、14ページをお開きいただきたいというふうに思います。

普及啓発活動についてのご説明をさせていただきたいといます。

平成23年度の普及啓発活動は、各種のイベントなどでの啓発物品の配布のほか、新たな取り組みといたしまして道路交通法などにより、看板の設置が困難でございました禁止区域内の交差点付近などに路面シール、これにつきましては18枚、張りつけをいたしましたところでございます。

また、平成21年度から淀屋橋駅、なんば駅で実施をしておりました、地下鉄の階段広告につきましては、平成22年度から本町駅、心齋橋駅にも設置をし、更に23年度からは梅田駅、西梅田駅、東梅田駅の各駅にも設置をしてまいったところでございます。平成24年におきましては、同様に普及啓発を実施しております。

ただし、大阪市におきまして広報関係予算が大幅に削減するという方針から、今年度につきましては作成する啓発物品の種類を減らして、デザインを統一化するという事で、コスト削減を図って、これまでいろいろ取り組んでいただいております活動について、支障をきたさないように実施できるようにしていくところでございます。

次に15ページから20ページをごらんいただきたいといます。

まず15ページ、16ページでございますが、平成20年度当初から「たばこ市民マナー向上エリア制度」にご参加をいただきました25団体の昨年度1年間の活動報告でございます。ほとんどの団体が、定期的に街頭啓発や清掃活動などを行っていただいております。

次に17ページが、平成21年度からご参加をいただきました17団体の1年間の活動報告でございます。こちら活動4年目に入りまして、イベントなどを利用しての啓発を行っていただいたり、定期的に街頭啓発や清掃活動など、各団体ごとに工夫をして活動を行っていただいております。

また18ページ、19ページが平成22年度からご参加をいただきました18団体の1年間の活動報告でございます。こちら活動が3年目となりまして、同様に活動に取り組んでいただいております。

なお、今年でございますが、18ページの48番の団体、通天閣本通商店会の活動エリアにおきまして、これは通天閣が100周年を迎えることもございまして、観光客への喫煙マナーを呼びかける活動といたしまして、通天閣の北西下側、王将碑というのがございますけども、その隣に喫煙設備を設置することになりました。地元の皆様の要望もありましたことから、これにつきましては日本たばこ産業様のほうからご寄附をいただき、大阪市が設置をして、管理につきましては通天閣本通商店会の活動の一環として喫煙設備の維持管理をしていただいております。本日出席の上島委員にもいろいろご協力をいただいて、ありがとうございます。

引き続きまして20ページですが、昨年度から参加の10団体の活動報告でございます。既に独自に活動いただいておりますが、これまでにいろいろ工夫して活動されてこられた諸先輩方の活動内容などを紹介いたしまして、それぞれの団体の活動を盛り上げていただきたいと思いますと考えております。

なお、平成21年度から「たばこ市民マナー向上エリア制度」にご参加をいただいております団体につきましては、平成24年3月をもちまして協定期間が満了となりましたことから、お手元資料21ページのこの17団体でございますけども、こちらの17団体におきましては、全ての団体と協定を3年間更に交わさせていただきます。平成27年3月末まで更新をいたしましたことをご報告させていただきます。

最後になりますが、22ページをご覧いただきたいというふうに思います。

「たばこ市民マナー向上エリア制度」の活動団体の新規募集にかかわります通年についてご提案をさせていただきたいというふうに思います。

これまで新規募集につきましては、年1回、大体夏のかかりぐらいなんですけれども、募集案内のチラシをさまざまな団体に配布するなどして、募集をしておりました。

これまで4回の募集により、現在は市内全体の24区に活動エリアが拡大されまして、70団体の方が精力的に活動をしていただいております。

今後につきまして、インターネット等の普及などもございまして、新規団体の募集につきましては環境局のホームページなどで、常に広く呼びかけますとともに区役所や環境事業センターからも地域に案内をしていただきたいというふうに考えております。

これによりまして、活動を希望する団体はいつでも応募ができるようになりまして、応募される時期によりましたら、これまででしたら一括して受付をして大体、秋から冬にかけてぐらいに委員会を開かせていただいております、そこでご意見をお伺いしながら協定を結んで実質的な活動が翌年度ぐらいになるということ、かなりタイムラグというのが起こっていましたので、こういう形をさせていただくことによってそういう応募がございましたら、直近の委員会のほうでご意見を賜って協定を結んでいくというようなことをすることによって、応募された方がより早く活動につけるのかなというふうに思っておりますので、今回委員の皆様にご承認をいただけましたら、今年度中にもそういう形で実施をしていかせていただきたいなというふうに考えております。

以上、大変長くなりましたが事業報告並びに事業計画についてご説明とご提案をさせていただきますので、ご議論のほどよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

(鬼追委員長)

ありがとうございました。

それではまず、今のご説明、ご報告に対して皆様方のほうからご質問、あるいはご感想でも結構でございます。ご意見でも結構でございます。ございましたらどうぞご発言ください。

どうぞ。

(吉村委員)

今、これ拝見させていただきまして、通天閣本通商店街の王将碑の横に喫煙設備ができたときに、これどこからどうなったということを私ら、全然わかりませんでしたので、商店会の会長と話したら、これはたばこ組合のほうから大阪市にちゃんと話をしてくれはって、うちはここに名前だけを提供して掃除とかはわしがすんねやというのを聞いたのが最近ですけどね、私の家の近くですから、自転車で今日も朝8時にちょうどその前を通過して、ああ、ここやなということを確認して本日参りまして、それだけちょっと私、申しあげたかったんでございます。

以上でございます。

(鬼追委員長)

ありがとうございます。

ほかの皆様方、いかがでしょうか。

どうぞ。

(上島委員)

今、意見いただきました、通天閣の真下でたばこ屋をしております上島という者でございます。

実はこの件につきましては、約1年余りかかったわけでございます。なぜかといいますと、一番問題なのは誰が掃除するかということが問題なんです。環境局さんのご協力も得ましたが、なかなか前へ話が進まない。ここにも書いておられます、今も説明ありましたが、商店会が挙げて掃除すると。全くうそなんです。これで大変困りました。最後に私が、うちで掃除するということを決断しました。そしたら環境局さんも即座に動いていただきました。日本たばこさんも即刻動いていただいたわけでございます。それが5月頃でございました。去年からそこまでずっと長い間かかっていました。私もこの委員ですから、やはり何としてでもというような気持ちでしたから、環境局さんもオーケーと。日本たばこさんも即座に、ステンレスのままではなく王将碑の周りを囲っておる石とよく似た色柄の灰皿をつくって、置いていただきました。

ところがもう1つ問題があって、ちょっとスペースが狭いんですよ。スペースが狭いから私は浪速郵便局へ、ちょっとポストを動かしてくれませんかとお願いしまして、そしたらポストが約1メートルとはいませんが、少し動かしてくれました。

あわせて投函口の向きも変えてくれました。そういうようなことで、今は毎日、私と店の子で清掃しております。やはりなかなか、掃除ということが大変問題がありまして、当初は地下鉄堺筋線の恵美須町駅3番出口のところに設置という案もあったんですけども、私もそこまでだったら約150メートルありますので、店を開けている関係上、そういうことはとても無理だと思ひまして、やはり通天閣の下で設置してもらいたいということをお願いしました。今、さっきもお話がありましたように通天閣の100周年事業ということで、ともかく7月28日の100周年事業に間に合わせてほしいということで、あれは確か7月26日だったと思うんですが、玉井局長さんも来ていただきまして、竣工式を行いました。今は大変皆様に利用していただきまして、あの近辺、吸い殻がなくなりました。

以上でございます。

(吉村委員)

ちょっと補足しますけども、通天閣の辺りは、私たちの女性会とかでも100周年記念の前からいろいろやっておりますけれど、本当に汚いんです。常にあそこの商店街で食事したりするのはしておりますから、吸い殻というか、外国からも来られたりするんで、本当に汚かったのが、最近きれいだなと思っています。結局この喫煙設備ができたのは上島さんのおかげだと知りましたから、だから私はそれを今日はどうしても言わんと、私自身がその地域に住んでいながらこういうことを知らなかった、難波のところにつくっていただいたときは、私ら女性会があので清掃活動していたのでいきさつは分かっておりますけど、この通天閣の下の王将碑の横のところは知らなかったけれど、おかげさまできれいになったと、ちょっとそれだけ申しあげたいと思います。

(上島委員)

そうですか、ありがとうございます。

(鬼追委員長)

どうもご苦労さまでございました。

ほかの皆さんはいかがでしょうか。

どうぞ。

(吉田委員)

質問でございます。5年間の成果がなされてるかなというご報告であったかと感じるんですけども、今後0.2%ぐらい、なかなかゼロには厳しいかと思うんですけども、そうなったときにもう少しターゲットを絞ってどこのポイントで数字を押し上げているかというように思いましたら、商店街の朝、確かにこれは1.5ですか、直近の調査で。もともとベースが高くてもちろん下がってきてはおるんですけども、ほかのターミナルですとかビジネス街とかに比べまして、やはり突出した数字であるかなというふうな感じだったんですけども、これが現状、なぜそこまで率が離れているのか、何か特性があるのかどうか。もしあるとするならば、そこを重点的に啓蒙活動をするというような取り組みも必要じゃないかと思うんですが、そのあたり、どのように分析されておられるのでしょうか。

(村上事業管理課長)

実際どうなんだろうねという感じなんですけども。一つはマナー向上エリア制度の関係で、これにつきましてはどちらかといいますと、そういう商店会関係さんが多く加入をしていただいておりますということで、商売で人を集めるところでございますから、当然人を集めるところでのマナーとかそういうことも問題になってくるということで、そういう取り組みを今は、マナー向上エリア制度という中でやらせていただいておりますけども、今後それでどこまで行きつけるのかというようなこともあると思っております。具体的にどうしたらいいのかなというのはあんまりよく私どももわかっ

てはいないんですけども、今後、この後の話になってくると思いますけども、今回、路上喫煙の禁止区域のあり方について、これから議論をいただこうというふうに考えておるんですけども、そういう禁止区域と絡めてどうなのかなというようなことも御議論をいただいたらいいのかなと。ちょっとあんまり次の議題にかかってきよるのかなと思うんですけども、やっぱり商店街を禁止区域にせえというご意見とか、そういうのもあるんですけども。ちょっと後の説明になりますけども、一番多いのが大阪全体を禁止にしてまえという意見が多いんですけども、その次に多いのがやっぱり駅、ターミナル周辺ということで、その後ぐらいに商店街とかそういうのが出てくるんですけども、そういう禁止区域のあり方等もひっくるめてご議論をいただいて、例えばそういうことが効果的だということになるんだったら、一つの方策としてそういうことをやっていくというのもありなのかなとは思ってますので、商店街だから特にどうかこうや言うのは私たちもあんまり理解はできてないんでございますけども、その辺の議論につきましてはちょっと今後の議論にゆだねさせていただきたいなと思っています。

(吉田委員)

結構です、わかりました。

(鬼追委員長)

よろしくお願ひしたいと思います。

ご発言ですか、どうぞ。

(佐竹委員)

今の商店街のお話についてなんですけども、私も商店街のほうに店を出してる部分もありまして、商店街というのは基本的に朝10時ぐらいにならないと開かないんですよね。朝のこの時間帯で言うと、7時半から9時ぐらいの統計で取ると、誰も人の目がないので吸いやすい、捨てやすいというのが、これは絶対高いんです。そこに人の目があれば、昼からはもうほとんど人が入ってきますから、たばこが吸えないとか

吸いながら歩けないというのが出てきてるんで、その部分で率は高いのかなという表だと思うんです。そこは各商店街の組合さんのほうでいろいろもちろん考えて、朝にどうするかとか、誰か立つかとかという部分では人的な問題もあって、なかなか難しい。そこをどう啓発していくかという話は今、各商店街ではされてるかとは思いますが。だからそのあたりで率は高いのかなと思うんですけれども。

それとちょっとほかに質問してもよろしいですか。いろいろと表も出していただいているんですけれども、全市平均という部分というのは、どのあたりの平均なんですか。

(村上事業管理課長)

この条例を立ち上げるときに、どちらかと言えば大阪市内の中心寄りになってますんですけども、24カ所を、駅前とかいろんなところをうちのほうで設定をさせていただいて、そこを毎年ずっと調査をかけています。その定点24カ所を設定しまして、その定点24カ所の平均が0.5%ということでございます。

(鬼追委員長)

わかりました。よろしいですか。

(佐竹委員)

はい。また後で質問させていただきます。

(鬼追委員長)

それではこの第17回の資料にありますところ、22ページ、先ほど委員会に対する問いかけのようなところなんですけども、活動団体の新規募集の通年化ということについて委員会の意見を聞きたいというご趣旨のご発言があったように思います。それについて皆様方のご意見を伺うと。

その前に今ご発言がありましたらご発言いただいて結構ですけれども。次の議題といたしますか、次の話題はそちらのほうへ移りたいと思いますが。

(田中委員)

では、そちらのほうで。

(鬼追委員長)

よろしいですか。

それでは今、お願いしましたように22ページの募集活動の通年化ということについては、皆様方いかがでしょうか。

(吉田委員)

結構じゃないでしょうか。特に支障はないと思います。

(鬼追委員長)

どんどん申し込みがありますと、この委員会もどんどん開かなきゃいかんということになるかと思いますが、皆様、そのお覚悟はございますでしょうか。

(吉田委員)

場合によっては署名審議のような形も導入していただけたらありがたいですけどね。

(鬼追委員長)

なるほど。

どうぞ。

(田中委員)

新規募集の団体なんですけど、団体そのものに対して、先ほど商店街というお話があったんですけども、商店街以外にも例えば以前から言ってますNPOですとか、若者、先ほどのこちらのほうのデータを見ると、三角公園なんかも結構喫煙されてる方が多い、パーセンテージが結構高かったと思うんですけど、そういう意味で、先ほどお話を伺った、観光客ですよ、よく来られているリピーターで、しかも好きなんだけれども結構そこに行って知らないでたばこを吸っているという、そういう人たちというのは何か協力していただかないと、例えばその地元の商店街の方だけに任せっきりにしてしまうのはどうかなという、掃除って結構大変だし、上島さんのように掃除してくださる方というの、営業してはるわけですよ。だから何というか地域の

人ばかりに任せきりにしてしまうと、その人たちが責任を負わないといけないという、非常に苦痛というか、でも実際に捨てている人は地域外の人がほとんどだというところで、私なんかもよく学生にはミナミのほうのところに行って夜中でも清掃している若者がいるので、そういうこともせえというふうには言っているんですけど、何とかこう、地域の団体だけでない、もう少しちょっと、関係団体を何とか引き入れるようなポイントというか、そういうものが欲しいなど。でないと、苦勞している、大変な目を負っているのは地域の人だけというのはちょっと、余りにもかわいそうだなという気がちょっとしないでもない。

(吉村委員)

それに対して言わせていただければ、ちょっとだけ、済みません。

今おっしゃったように、地域全体で。私、今、上島さんに申しあげたいのは、通天閣のほうの商店街で女性会の方とか、皆さんいらっしゃる、お名前出さなかったんですけど、その方に私、こういうこと知ってるかいうことを一遍聞きたいなと思って。別にこの喫煙設備だけの清掃やなしに、清掃は月1回、大阪市から言われてしてたんじゃないなしに、自分たちで率先して地域をきれいにしようというのはずっと続けてきたんです。これは58年から。昨日、この上でちょっと会議がございまして、「すきやねん大阪」が廃止になったんです。それも私、副市長さんとご一緒にこのテーブルで昨日、一昨日ですかね、この5階でその話があって、廃止されて後どうするんですかと。私らは別にそれに対してはずっと続けてしますよということを申しあげたんですけども、結局58年からしてきたいろんなことが、清掃活動がなくなるという、私たちはそれなくなっても自分らの地域をきれいにせないかんのやということでしたいきますということを申しあげたんですけども。

そんなんのでやっぱり、たばこだけの問題じゃないと思うんです、今おっしゃったように。やっぱり地域が自分たちで、100年になったからと通天閣の社長とか皆やいやい、今言うてなさるけど、だけどやはり過去にいろいろあったときにきれいになり

ましたやんか、駅も全部。だけどそれまでにはやっぱりみんな掃除道具持って自分ら
でしてきたいうことを私これ、今おっしゃったように地域だけじゃなしに、他の人が
申し込んでもやっぱり地域がしなければ、自分の家の前をきれいにしてくださいいう
のから始まったんが結局清掃活動なんですから。だから今回ちょうどたばこ屋さんの
前になって大変ですけども、皆さんでやっぱり協力しよういうことを私は今、ここで
言おうと思ったんです。商店会全体がしてなさると思ってたから。それが今聞いて、
これはいかんと思って。やっぱり通天閣の社長にも皆言うて、自分らのできるところ
をできるようにしたらいいと。あの辺りに住んではるんやからね、みんな。

そういうことでございますので、今おっしゃったこと、当然でございます。地域が
挙げて、このたばこだけでなしに清掃活動をしていかないかんということを思ってお
ります。

(鬼追委員長)

どうもありがとうございました。

どうぞ。

(田中委員)

すごく敬服しております。何ですかね、そういうやはり、もちろん吉村さんがおっ
しゃったように地域で機運を高めていくというののもとっても大事だと思います。ただ、
地域だけでできないこともやっぱりあるので、テーマですね。いろんなテーマがある
と思うんです。女性のことだったら女性に対するテーマであったり、まちづくりであ
ったらまちづくりのテーマであったり。そういう人たちが何かかかわれるそういう仕
組みですかね。

例えばNPOの活動なんかでは、審査委員会を設けて、助成するときに委員会でこ
の団体はこういう要件に即しているのを認定しますよという方に助成をするというよ
うな審査委員会があるんですけども、こういうせっきくの審議会のようなものがある
のであれば、そちらのほうで認定をかけてちょっとプレゼンテーションをしてもらう

と。地域の方はいいんですけれども、それ以外のちょっと協力したいよという団体の方に対してちょっとプレゼンをしてみて、この団体いいな、じゃあ地域の人と手を組んでやってもらうかというような、少し仕組みのようなものが、審査委員会みたいなものがあれば、とてもおもしろい動きができて、たばこだけではない、いろんなテーマがそこに生まれるんじゃないかなという期待をちょっと今、しました。ありがとうございます。

（鬼追委員長）

今のご発言は、たばこ市民マナー向上の団体というふうに限定的ではなくして、市民団体でまちの美化とか清掃とかそういうことについて積極的に寄与できるんじゃないかと、こういうことなので、市のほうでもいろいろお考えになってはるんですか。

（村上事業管理課長）

一つ、このマナーエリア制度そのものが、地域の団体でないといけないという仕切りはないんです。結果として地域の団体が多いのか、ほとんどそうなんですけれども、ほんまの少数ですけども、NPOがそういう活動をやりますという申し出をいただいて、そういうところでやっていただいているという事例もございます。ただ、これはほんまの少数の世界なんで、それやから決して、結果として地域ということになってしまうとは思いますが、例えば、私らが大阪府下の団体で何か活動をやってますわと、その活動をやっている団体がある特定の、例えば大阪駅前だったら大阪駅前をターゲットにしてその辺でそういう活動をやりますよと言っていただければ、当然うちのほうもお願いをしますということになるんで。ただ、そういう方々に対して情報発信がどれだけできておるんかということになると、なかなかそういう情報発信というのでききれないと思いますけども。

それと後、いろんなそういう活動団体というのがいろいろあります。このたばこの団体もあれば清掃の団体とか、いろんなのがあって、この辺につきましてはそういうボランティア活動についての一元化、一元化という言い方がいいのかどうか分かり

ませんけども、お互いが相互乗り入れをするような、そういう体制づくりというのは必要なんだろうなと。この間、大阪市がこの事業については4つの局で環境局が事務局としてこの事業をやっとるんですけども、こういうボランティア的な要素の多い事業について各局がばらばらに、それぞれの自分のところの事業をお願いをしていっているというのが、これがこの間の現状でございまして、そういうことは非常に不合理だし、やっぱり地域との密接な関係ということになってくると、ある意味でいうと地域と一番密接につながっているのが区役所なのかなと。それなら、その区役所が窓口となって、そういう各局がやってるいろんなボランティアを総合的に管理になるんかどうなのかわかりませんが、そういうのをまとめていくような、そういうことについても今後やっていかなあかんのやろうなというふうには考えています。

(鬼追委員長)

ぜひ、その点はお考えいただきたいと思います。

それではこの議題、まだ戻りますか。どうぞ。

(佐竹委員)

今、田中委員のお話にあったように、本当にいろんな団体に入っていて活動はしていかないといけないと思うんですけども、多分今までの大阪市の考え方が、どうなんでしょう、いわば一番言いやすいこういう地域振興会とか、そういう商店会とかにお願いをして活動してくださいよというようなやり方をしてたんだと思うんですね。市長がかわってから、地域では地域活動協議会というのをつくりなさいという話が出てきて、そこにはNPOとか企業とか、通勤に来ている人らも入って一緒にやっってくださいみたいなお話が今、上がってきてますけれども、なかなかその取り込みというのが非常に難しいところになってるかと思うんです。地域の方々は非常に動いていただいて活動はできるのかなと思うんですけど、うまいことその取り込みをしていけば、これはまた活性化していくんだと思いますし、今、企業さんなんかで言えば、CSR、環境社会貢献活動みたいなのもやらなあかんと言って、会社の周りとか

掃除してはるじゃないですか。そういうのもうまいこと入れながらやっていけたらまた変わってくるのかなとは思いますが。

以上です。

(鬼迫委員長)

ありがとうございました。

ちょっと時間も押してきておりますので、次の議題に移りたいと思います。よろしゅうございますか。

この委員会に対しまして、今回市長から諮問をお受けしたいと、このように思います。それではひとつ、よろしく願いいたします。

(玉井環境局長)

委員の皆様、おはようございます。大阪市環境局長の玉井です。本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

今、委員長のほうからお話がございましたように、私ども大阪市長のほうから、路上喫煙禁止地区にかかる考え方についての諮問をさせていただきたいというふうに思っておりますので、皆様方のお手元、別冊資料の中に、写しを添付させていただいておりますけれども、読み上げをもちまして諮問にかえさせていただきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(諮問書読み上げ)

(諮問書を委員長に手交)

(鬼迫委員長)

それではただいまの市長からの諮問に対しまして審議を行ってまいりたいと思えます。

事務局のほうから、ご説明なり、何なりございましたら、どうぞ。

(村上事業管理課長)

それでは私のほうからご説明をさせていただきたいというふうに思います。お手元に別冊でお配りをしております資料、諮問「路上喫煙禁止区域にかかる考え方」についてをごらんいただきたいというふうに思います。

まず最初に、これまで路上喫煙にかかりましてのご審議をいただいております経過からご説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず資料でございますが、4ページをお開きいただきたいというふうに思います。

平成19年4月25日に、路上喫煙の禁止地区の指定につきまして、それから路上喫煙設備のあり方につきまして、それから仮称ではございますけれども、重点啓発推進地区の指定についてということで、この3点につきまして当委員会のほうに諮問をさせていただきました。これにつきまして、3回にわたりましてご答申をいただいております。

まず資料の5ページでございますが、平成19年6月28日に、まず中間答申をいただいております。ここでは1点目の諮問であります、「路上喫煙禁止地区の指定について」の答申をいただいたところでございます。路上喫煙禁止地区の選定の考え方といたしまして、まず1番目に、周囲の市民などに迷惑や危険を及ぼす状況が多く生じると想定される地域、2番目に、通行者数が比較的多い地域、それから3番目に、大阪を代表する地域で啓発効果・PR効果の高い地域、4番目に、明確性を確保できる地域、市民などによる禁止地区の識別が容易で、過料徴収時の無用なトラブルを回避できる地域が指定の要件として挙げられたところでございます。

続きまして、資料6ページでございますが、平成19年9月5日には、2点目の諮問でございます、「喫煙設備のあり方について」の中間答申をいただいたところでございます。喫煙設備の設置条件といたしましては、路上喫煙マナーモラル向上のための啓発、PR効果を持つこと、喫煙によって他人への迷惑や危険を及ぼすおそれが高い場所を選定する必要があることなどが挙げられております。

なお、設置数につきましては3カ所以内ということでのご答申をいただいたところ
でございます。

続きまして、資料7ページでございますが、平成19年12月11日に、3点目の
「重点啓発推進地区の指定について」ということで、これが諮問いただきましたとき
の最終答申になりますけども、この答申で路上喫煙の問題は行政による普及啓発、規
制とともに市民や事業者の自主的な取り組みが必要であり、総合的に推進すべきもの
と考えていると。市民や事業者の自主的な取り組みは、誰もが参加できる広がりを持
った運動として推進、発展させることが重要であり、路上喫煙マナーの向上を通じて
一般的なモラル向上、ひいては主体的なまちづくりの活動へとつながっていくことを
期待するということでの提言をいただいたところでございます。

禁止地区の取り組みが、行政による規制が主たる要素であるのに対しまして、推進
地区における取り組みの主体は市民や事業者、あるいはその団体と考えるべきである
と、またできる限り規制は最小限度にとどめながら、市民や事業者の実質的な組み
みにより条例の実効性が確保できることが望ましいとの答弁をいただいたところでご
ざいます。

以上がこれまでの審議会などの経過で、概略についてご説明をさせていただきました。
た。

次に資料10ページ、11ページをごらんいただきたいと思います。

現在の状況につきましてご説明をさせていただきます。

この間、大阪市に寄せられます市民の声について、路上喫煙の禁止地区の過料徴収
を開始いたしました平成19年10月からの2カ月間と、昨年1年間、さらに直近で
言いますと今年の11月までの意見を取りまとめさせていただきましたところございま
す。なお、これはインターネット、電話、来訪などで市民以外の方、また無記名の方
の意見についても受け付けており、その1件の中には複数の要望や意見がございます
ので、1件につき一つの意見ということでないことは申し添えさせていただきます。

まず、路上喫煙禁止地区の拡大を求める市民の声ですけれども、禁止地区の拡大について要望するという意見の割合は高く、禁止地区での過料徴収を開始いたしました平成19年度から他の地域も禁止をしてほしいという要望が全体のうちの6割ございました。近年では、全体の8割ということで、その禁止区域を拡大してほしいという要望そのものは当初から多かったんですけれども、その割合がさらにふえてきているというのが近年の状況でございます。

また、この路上喫煙対策事業につきましては、新たな大都市制度への移行に伴いまして、区が取り組んでいく事業であるというふうに考えており、区の意向も十分踏まえる必要があると考えております。今年、新たにご就任をされた複数の区長さんから、禁止地区の拡大を求めるご意見もいただいているところでございます。

一方、現在の禁止地区における啓発や取り締まりにつきましては、禁止地区での過料徴収の開始をいたしました当初において、もっと強化をしてほしいというご意見が2割以上ございましたが、現在では取り締まり等の強化については1割以下ということで、減ってきているところでございまして、禁止区域内での取り締まりについては一定の成果を上げていっているのかなというふうには思っているところでございます。

次に、禁止区域の拡大を何でしてほしいのかという理由でございますけれども、まずマナーが悪い、それから吸い殻のポイ捨てが多いなど、喫煙マナーの悪さを挙げる意見が全体のほぼ4割を占めております。2番目に多い意見といたしましては、副流煙により受動喫煙の健康被害が挙げられております。さらに通りがかったときに喫煙者のたばこの火などによってやけどの可能性があり、服やかばんが焦がされるなど、危険であるという意見が挙げられております。また、今年になってでございますけれども、火のついたたばこのポイ捨てによる火災のおそれなどの指摘をされる意見もございます。

路上喫煙の禁止を希望する場所の問題でございますけれども、やはり全市、市内全域を禁止区域としてほしいというのが要望の中では非常に多くて、年々そういうのは

増加をしているところでございます。場所を具体的に挙げられている意見では、最も多いのが駅ターミナル周辺で最も具体的な場所として挙げられているところが多いです。あと、特定の区を全域やれとか、商店街とか、そういうのは当初と比べまして現在もあまり意見の割合としては変動がないのかなというふうに思っております。

最後に、喫煙場所の設置、または増設を求める意見でございますが、これも少数ではございますけども、そういうものがございます。特徴としまして、近年になってなんですけども、禁止地区内には喫煙設備を当初つくっていたんですが、禁止地区外での喫煙設備の設置を求めるというような声が、これは近年になってそういう声が出てきているということで、先ほどいろいろ通天閣の話とかございましたんですけども、やはりマナー向上する上できっちり、吸うな言うて全部締めつけるんじゃなくして、ここで吸う場所的な、ここ以外は吸うなということをやると効果が上がるというふうなご意見であろうというふうに思っています。

これが市民の方々のご意見ということでございます。

次に資料の12、13ページをごらんいただきたいというふうに思います。

ここでは他都市の状況について取りまとめをさせていただいております。また、この他都市のデータを取りまとめるに当たりましての基礎になりましたデータにつきましては、14ページ、15ページに記載をさせていただいておりますので、またごらんいただきたいと思います。これは、前回の第16回におきましても議論の参考にさせていただきましたデータに新たに指定都市になりました都市のデータを加えさせていただいたものでございます。

大阪市では平成19年4月に条例を施行いたしまして、同年7月に御堂筋及び大阪市役所、中之島公会堂周辺を路上喫煙禁止地区に指定をし、同年の10月から違反者に対しまして過料を徴収してまいったところでございます。

他都市の禁止地区の取り組みにつきましては、路上喫煙防止にかかわる条例が施行されております都市が、これは指定都市でございますけれども、19市でございます。

このうち、罰則が定められている都市が18市でございます。さらにその中で実際に罰則が適用される禁止地区の指定をされているのが16市ということで、条例そのものは19の市がつくっておられるんですが、実際に罰則適用ということでやられているのは16市ということで、またその過料徴収の開始につきまして、大阪市が開始いたしましたのが平成19年度で、その時点では7市でございますが、その後8市が開始をされて、禁止地区の取り組みが急速的に全国的には広がっていったという状況でございます。

また、禁止地区の拡大につきましては、過料徴収の開始後、15の市のうち9市が実施をしております。実施の期間といたしまして、1年未満で禁止区域を拡大された市が2市、それから5年までの間で拡大された市は9市全てが5年以内にされています。さらに、静岡市、横浜市、京都市におかれましては、拡大から2年未満の間に2回目の拡大を実施されているということでございます。

禁止地区の設置箇所数におきましても、複数で設置をしている都市が、16のうち12市あり、その形状につきましても、本市は「線」という形で禁止をしておるんですが、大体「面」で設置をされておるというところが多くございます。

以上の状況を踏まえまして、まず禁止地区の拡大を求める市民の声が近年増大していること、他都市におきましては多くの都市で5年以内には禁止地区の見直しが行われることなどを踏まえまして、本市といたしましても条例施行後5年が経過をしているところから、禁止地区についての見直しを一定行う必要があるというふうに考えております。

また、「たばこ市民マナー向上エリア制度」の取り組みを始めといたしました普及啓発の取り組みなど、単に禁止地区の拡大だけではなく、路上喫煙対策事業全般にかかわってのご議論をいただき、この事業をより一層推進させるために諮問をさせていただきましたので、ご議論のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

(鬼追委員長)

ありがとうございます。

それでは11時25分ぐらいまでを目途にしましてご意見を賜りたいと、このように思っております。いかがでございましょうか。

どうぞ。

(上島委員)

私たち、たばこで生計を立てておる者の代表でございますが、今社会風潮的にたばこというのは本当に社会の悪だというふうな解釈をされておりますが、大阪市にたばこ税が何ぼ入っておるかご存じでございますか。昨年、290億という膨大なたばこ税が入っておるわけでございます。その中で禁止地区の拡大とか、いろんな議論が出ておりますが、私たちたばこ業者は、大阪南部たばこ商業協同組合では12区の行政区があるわけですが、12の行政区が毎月どこかで清掃活動をしております。そして先ほどからいわゆる吸う場所がない、喫煙場所がない、いろんなことを言われてます。もちろん私は先ほどから話題に出てますように、通天閣の下、観光地、人の集まるところにさせていただきました。

けれどももっと私の言いたいことは、今、日本たばこさんの理解をもらいまして我々の店頭には灰皿を置いておるわけですね、スタンド灰皿を。ところがちょっとそれが前へ出たら、道路法違反と、敷地内へ置いと、そういうことをきっちりおっしゃるんですよ。そしたらもっと商店街、あるいはどこのお店でも陳列台など前へ出てる店、あるんです。それは目をつぶって、我々のたばこ屋さんの前には灰皿は敷地内へ置いと。これをもう少し緩和していただきたい。そうすると、夜となく昼となく、早朝でも深夜でも灰皿がそこがあれば、水さえ入れておけば、そこに自然とマナーというものが向上してくると思うんです。そういうことを一つも理解していただかんと、禁煙場所を拡大せえ、拡大せえと。

僕は一つ提案したい。それぐらい言うんだったら、西成の釜ヶ崎、三角公園を禁煙

場所に指定してください。あそこは大阪のメインです。私は去年からそう思っていました。でも橋下市長さんが、西成特区というようなことを言われました。私はそれ以前にそういうことも考えてたんです。だからあそこでできたら、大阪は完全にマナー向上になりますよ。それをしなくて、ただ一概に線ばかり言うて、皆その線から5メートル、6メートル離れたところでたばこを吸うて、ポイ捨てしてもいいんですか。全体的なことを考えていただかないと。

我々のたばこも大変値上がりしました。これ、1,000円にすると云ってるんです。今現在、大阪南部たばこ組合12区で、多いときだったら二千何百軒あったたばこ屋さんが、もう今1,000軒を切ろうとしてるんです。我々の生活はどうなるんですか。

我々は我々として、そのかわりに実は私、こういうもの、ジャンパーをつくって、清掃活動をしております。これ、ジャンパーでございます。そしてまたこういうふうなゼッケンもつくって、ポイ捨てをやめるよう促しております。日常、こういうような活動をしておりますので、余りたばこを敵のようなことを思わずに、やはりたばこを吸う権利もありますし、嗜好品でございますので、もう少しやわらかく、そういう人たちの権利も認めていただきたい。

今年もまた年がかわりまして、1月の十日戎、地元でありますので、こういうものを全員着させていただきまして、間接的ではありますが、ポイ捨てをやめてくださいということでメーカーからもポケットティッシュや、ポケット灰皿ですね、いわゆるポッケロと私たちは言うんですが、それを配って歩いておりますので。見ていただいたら、本当にこういうことをやっておるということだけでも、皆さん方に認識していただきたいと思っておりますので、これは全12行政区挙げて頑張っておりますので、余りたばこたばこといじめないでいただきたい。

そりゃわかるんですよ、ポイ捨てとか。だからせめてたばこ屋さんの前、店頭にごくスタンド灰皿ぐらいは。大きなものではありません、せいぜい30センチもありま

せん、20センチ四方やと思いますので、それぐらいのことはちょっと路上に出ておいても、大目に見ていただきたいなど、こういうふうに私は思っております。

(鬼追委員長)

どうもありがとうございます。

各論的な議論はともかくとしまして、この条例を見ましても一応、喫煙者の権利というのには配慮した組み立てには一応はなっておると思うんです。またこの委員会でのいろんな議論も喫煙者の権利といいましょうか、そういったものにも配慮しながら進めていこうというようなことであると思いますので、その辺はひとつ、誤解のないようお願いしたいと思いますが。

どうぞ。

(田中委員)

過料はどういうことに使われているんでしょうか。質問なんですけれども。

(村上事業管理課長)

一応、雑収として市の一般財源の中に入れてます。

(田中委員)

そのままにして。例えば環境ですと、ごみの有料化とかありますよね、その財源を
ごみの減量に実際に使うとか、そういうことをやっているんです。そのほうが具体的に何に使われたかというのがよくわかるし、市民さんにとっても、ようやってるやん
みたいな。一生懸命やってるのにその努力が全然報われないのはどうかなというのが
ちょっと、そういうことを感じたのが1点と、それから先ほどのお話のように私も全
域を禁止区域にするのはどうかというふうにはちょっと感じてまして、基本的にたば
この吸い殻とかごみ問題というのは先ほど吉村さんがおっしゃったように公共性を認
識する第一歩なんです、掃除というのは。これをやらずしてまず禁止区域にしてとい
うのではちょっと違うなと思うんです。

ただ、そういう中で例えば光のルネッサンスとか、その時期その時期でかなり大多

数の人が流れ込んでいる時期というのがあるので、これ条例で適用できるのかどうか私ちょっと法的に確認してみないとわからないんですけども、時期的に何か対策を打てるような期間というか、例えばイベントの開催時期というのは、いろんなところから多分、ファミリー向け、小さいお子さんとかを連れて観光に来られると、あるいは先ほど、外国人の方っておっしゃったんですけども、その地域外の人がたくさん来る場所というのは地域の人も脅かされると思うんです。そのときの対策の仕方を何か考えないと、全域禁止区域にしたからってそれで解決できる問題ではないので、時期とここに書いてある11ページの要望のところ、禁止を希望する場所、市内全域、指定なしって書いてますけれども、この意見の中をもうちょっと詳細な内容を見たいなと思うんですけど。どういう時期にどういうふうに困っているのかというところが知りたいなと。駅周辺というのは具体的にはっきりわかるんですけど、通勤の人のマナーの問題だなというのわかるんですけど、そこのところ何かこう……。

他市でも歴史的な町並みですとか伝統的建築物群保存地区に指定されているところはほとんどやっぱりそういう、ポイ捨てもだめということで指定区域になっていますし、先ほど、そういう大阪のシンボルという話があったんですけども、そういうところ、期間を限定して何か規制できるとか、あるいは先ほど、灰皿の問題がありましたよね。道路を占有してるとかって言って文句言われたって。そういう問題も含めて、何か対処策がその時期にできないのかどうかというところはちょっと私のほうも考えているところです。

(鬼追委員長)

何かお答えになれるところありますか、今のお話で。

(村上事業管理課長)

まず全市を禁止にせえという意見なんですけども、大体中身は、言うたらたばこは悪やと。だから、悪なんやから全部を禁止せえみたいな、大体そういう内容が非常に多いです。私も全部、これ読ませていただいておりますけれども。

この委員会でもご議論いただいとるのは、たばこが悪という前提ではないわけですよ。他人に迷惑をかけるようなたばこの吸い方をやめましょうということなんで、そこの捉え方もあるんですけども、要はたばこを吸えば、言うたら煙があちこちすぐ広がるから、離れてても悪やとそういうのもあるんですけども、大体全市と言われているのはそういう意見が、たばこ悪みたいなそういうのがやっぱり多いです。時間帯的な話とか、他都市では余りそういうのは聞いてないんですけども、これは今後の議論の問題やと思いますけども、禁止をして過料を徴収することが目的ではないので、そういう行為をやることによって意識を高めていただくということが目的ですので、例えばイベントなり何かのときに期間限定なりもしくは時間限定なり、そういうことをやってそれが言うたら普及啓発効果としてどうなのかという、そういうことが効果的な普及啓発策としてあり得るんだということになるのであれば、そういうことの考え方もあるのかなと思うので。

その辺はちょっと今、私がこうです、ああですと言うよりは、そういうこともひっくるめてご議論をいただきたいというように思っています。

(鬼追委員長)

吉村委員、どうぞ。

(吉村委員)

一応皆、関連すると思いますが、この11ページにございます禁止規制のところ、19年、23年、24年と出ておりますところの24年度の5番目に通学路というのが出ておりますが、これが初めて出ておりますのでね、ずっとありますのに。私、通学路で、たばこを吸って自転車に乗ったままで子供たちが通るときには危険やなというのでこれが出たのかなと思うんですけども。

結局マナーとしては、自転車に乗りながらたばこを吸ったり携帯電話をかけたりするのは警察のほうでも規制されましたから、それでも警察の方がいらっしゃったらそりゃやめるでしょう、2人乗りも。巡査おるで、降りよう言うて、途中から降りなさ

る。たばこを買ってそんなんで、今までは道を歩いてても危ない、たばこを吸うてたら子供の服にひっかかるとかいうのが、これが初めて通学路でも出たのが、やっぱり意識が24年から変わったなと思って。今、商店街とかいろいろ書いておりますが、今日、今、見たところですけども、これ思ったんですけど。

やっぱりそういうことを個人個人のマナーですのでね。たばこを吸いなさる方、吸い殻、うちの表に毎日放ってあります。それをまた、うちの空き缶なんかを持って行くおっちゃんらが拾うてます。拾ってそれを吸います。その方がたばこを買わないでそれを吸ってるんだと思うんですけども、毎日朝2本か3本は。うちの前は通学路ですから放っているのをやめろと行って、私らの家の前に灰皿を置くわけにはいかんと思っています。たばこ屋さんがうちの近くにあるんですけど、その前には灰皿を置いてはります。それをやっぱり、上島さんがおっしゃるようにそこから始めないと、商店街の柵がいっぱい出てるんでもあかん言うついでに恐らくたばこの灰皿も言わはるんと違うかと思うんですけど、それはやっぱりお互いにマナーを守りながらしていくということを意識づけるのは、なかなか委員長、難しいですわ、本当に。

若い人も我々の年代でも、たばこ吸いはる人はそれがもう26号線の植木のところにポンと放るんです。それで私がそんなん注意したら、おばちゃん、何言うてんねん、って言われるから私らこのごろは言わへん。昔はよう言うてたんですが、例えば、学校から学生が出てきてたばこ吸うたりしてたら、校長室へパッと電話かけたんですよ。せやけども、今はそんなこと絶対できないんですよ、怖いですからね。あそこのおばちゃん言いよったになるから、もう、今までと全然意識が違うんです。だからやっぱり、マナーを守るように今は子供の時代にやっぱり教えていかないと。もう私ら、孫の代、ひ孫の代になっていますから、そういうのをお願いいたします。

(鬼追委員長)

大分、時間が押してまいりましたが、今後のスケジュールといたしましょうか。つまりこの禁止地区の拡大ということでいろいろご議論いただくわけではありますが、これ

は慎重に、いろんなご議論があらうかと思っておりますので、その話を伺った上で委員会としての意見をまとめればどうかと思っておりますが、今後どういうご予定になりますかね。

(村上事業管理課長)

資料の一番後ろのページでございますけども、一応事務局として考えておりますのが、今日、諮問をさせていただいて、次に禁止地区での取り組みということで、また他都市比較とか、本市の過料徴収状況の分析とか、そういうようなことの資料も提示をさせていただきながら、議論いただくと。その次に、「たばこ市民マナー向上エリア制度」の路上喫煙の状況とか、それと他に、いろんな関係者というのがありますので、関係者の意見聴取みたいなものを委員会でやっていただいたらどうか。そういうので1回。それから答申案をつくらさせていただきますので、それでご議論いただくので1回ということで、最終的には5月から6月にかけてご答申をいただくということで、本日を入れまして答申までで大体5回程度のご議論をお願いしたいなというふうに思っております。

それとあわせまして、資料といたしまして、議論のための資料として委員の方からこういうこともちょっと見てみたいからこういう関係の資料が欲しいということがございましたら、ちょっとそういう意見もいただいて、資料をそろえさせていただきますので、次回以降の議論をさせていただきたいなというふうに思っております。

(鬼追委員長)

ありがとうございました。そういうような運びでご議論をいただきたいと、このように考えております。

そういったことで審議を続けていくわけですが、年が明けますと、今後ひと月に1回ぐらいの頻度でお集まりいただかなきゃならんかなというように思いますので、ひとつよろしくお願いを申しあげたいと、こう思います。できるだけ、皆さん方の差し支えないような日時を選んで決めたいと思っておりますが、詳しくはまた市当局と

相談しながら具体的なことを決めさせていただきますが、よろしゅうございますか。

それではひとつよろしくお願いします。

どうぞ。

(佐竹委員)

質問というかちょっとお願いなんですけれども、先ほど資料に関してのお話がありましたので、もう少し資料をちょっと。いろいろ数値は出していただいているんですが、もう少し明確化をしていただけたらなと思います。こっちの17回の資料の、各地点で計っているというのも、どの地点で計ったかによって、場所によったら全然違うと思うので、そういう名称とかもきちっと出していただいたりとかしていただくほうがもっとわかりやすいかなと思うのと、こっちの別紙の資料の市民の声というのも、これ大阪市のホームページから多分拾われてる分ですよ。実際にこの94件というのが果たして本当の声なのかなというのも。大阪市260万の人口がある中で、94件と云ったら、0.004%とかそんな、果てしなくゼロに近いような数字の中で、これがどうなのかなという、ここで議論の題材に上げていい資料なのかなというのもあるので、もう少しきちっとした資料があればもっときちっとした話ができるのかなと思いますので、お願いしたいと思います。

(鬼追委員長)

ではその点、いろいろ工夫をお願いしたいと思いますが。

(村上事業管理課長)

わかりました。

(鬼追委員長)

ほかによろしゅうございますか。

どうもきょうはお忙しいところ、ありがとうございました。

では、次回以降もよろしくお願いたします。

これで終了させていただきます。

(村上事業管理課長)

次回の関係なんでもございますけども、また改めて事務局のほうから日程を調整させていただいて、ご連絡をさせていただきたいというように思っていますので、ちょっとそういうことでよろしいですか。

それではまた改めて、年が明けてからになると思いますが、日程調整させていただきますので、よろしくをお願いします。

(鬼追委員長)

ありがとうございました。

(村上事業管理課長)

どうもありがとうございます。